

事 務 連 絡  
令和 2 年 6 月 1 5 日

関 係 各 位

建設局技術管理課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
工事及び業務の対応について

日頃より、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、令和 2 年 4 月 8 日付け契約管理部長「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事、修繕、物品納入等及び業務委託の対応について（通知）」及び令和 2 年 4 月 2 4 日付け「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（事務連絡）」により実施しているところですが、このたび令和 2 年 5 月 2 5 日に緊急事態宣言の解除が行われ、新たに令和 2 年 5 月 2 5 日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、標記について別添のとおり事務連絡がありました。

つきましては、本市発注工事及び業務においても、上記通知の対応を継続し、下記記載のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

記

1 工事及び業務における感染拡大防止対策について

工事及び業務を継続又は再開する場合には、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう引き続き取り組むこと。

元請企業のみならず、下請企業等（警備業者等の建設業者以外の企業を含む。以下同じ。）においても、感染拡大防止対策が徹底されるよう、取り組むこと。

また、取組にあたっては、業種や施設の種別ごとに作成されたガイドラインを参考に、自主的な感染防止に取り組むこと。（建設業においては国土交通省や一般社団法人日本建設業連合会及び一般社団法人全国建設業協会等）

## 2 施工中の工事及び業務の一時中止措置等の対応について

受注者から一時中止等の申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止等、請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は設計図書等の変更を適切に行うこと。

また、受注者が、追加で費用を要する感染拡大防止対策を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。そのうえで、個別の現場に係る感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書又は業務計画書への反映と確実な履行を前提として、設計変更を行い、請負代金額若しくは業務委託料等の変更や工期又は履行期間の延長を行うこと。

元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。

### 【問い合わせ先】

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL : 048-829-1515 (内 3594)

FAX : 048-829-1988

E-mail: gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp

## 【添付リスト】

- 本通知別紙 1 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事、修繕、物品納入等及び業務委託の対応について（通知）」（令和 2 年 4 月 8 日付契約管理部長通知）
- 本通知別紙 2 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 2 4 日付技術管理課長事務連絡）
- 別添 1 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応等について（参考）」（国土交通省土地・建設産業局建設業課長事務連絡）
- 別添 1 別紙 1 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 7 日通達）
- 別添 1 別紙 2 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 2 0 日通達）
- 別添 1 別紙 3 「「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 1 4 日版）」の作成について」（令和 2 年 5 月 1 4 日付国土建第 1 8 号国土交通省土地・建設産業局建設業課長）
- 別添 1 参考 1 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和 2 年 4 月 2 3 日付国土交通省大臣官房官庁営繕部営繕積算高度化対策官事務連絡）
- 別添 1 参考 2 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う建設工事等の対応（概要）」（令和 2 年 5 月 2 5 日時点）
- 別添 1 参考 3 「国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について（参考）」（令和 2 年 6 月 1 0 日付国土交通省土地・建設産業局建設業課課長補佐事務連絡）
- 別添参考 1 「建設業（建設現場）における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン 2020」（一般社団法人日本建設業連合会）  
<https://www.nikkenren.com/rss/pdf/1471/200518guideline.pdf>
- 別添参考 2 「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践\_0602 改訂」（一般社団法人全国建設業協会）  
<http://www.zenken-net.or.jp/wp/wp-content/uploads/b8d4c311afec8489f4f9921d4fd13843.pdf>

※別添参考 1， 2 に関しては、上記 URL よりご確認ください

令和 2 年 4 月 8 日

関係課（所）長 様

契約管理部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事、修繕、物品納入等及び業務委託の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う既契約に対する一時中止や、工期、納入期限又は履行期限の延長（以下「一時中止等」という。）につきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事、修繕、物品納入等又は業務委託の一時中止措置等について（通知）」（令和 2 年 3 月 4 日付け契約課長調達課長通知）等に基づき、随時適切に対応いただいているところで

す。

今般、内閣総理大臣から新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令され、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後追加される区域を含む。）に本市が含まれたこと、及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和 2 年 4 月 8 日付け国土入企第 6 号）を踏まえ、本市が発注する工事、修繕、物品納入等及び業務委託（以下「工事等」という。）の今後の対応について下記のとおり通知しますので、引き続き適切な対応をお願いします。

## 記

## 1 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応について

対象地域における工事等について、これまでの取扱いと同様、受注者から一時中止等の申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止等、請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は設計図書等の変更（以下「一時中止措置等」という。）を適切に行うようお願いします。

また、対象地域外における工事等についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛

要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、適切な一時中止措置等を行うようお願いします。

## 2 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いします。

(1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所での定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じて全ての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いします。

(2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図っていただくとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いします。

(3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

多人数での作業や打合せ等、三つの密が生じかねない場面が想定される場合は、例えば、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気を励行するなど、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要とされています。

発注する工事等において、これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応をお願いします。

## 3 工事等の一時中止措置等の対応をした場合の報告について

1の措置に伴い、一時中止措置等の対応をした場合、引き続き報告をお願いします。

**【問い合わせ先】**

契約課

契約管理係 829-1179 (内線 : 2532~2534)

< 建設工事等 >

工事契約第 1 係 829-1180 (内線 : 2536~2538)

< 修繕 >

工事契約第 2 係 829-1898 (内線 : 2088、2089)

調達課

< 物品納入等 >

物品契約係 829-1181 (内線 : 2540、2541)

< 業務委託 >

委託契約係 829-1175 (内線 : 2542、2543)

FAX (契約課・調達課共通) 829-1986

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 2 4 日

関係団体の長 様

建設局技術管理課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の  
感染拡大防止対策の徹底について

日頃より、技術管理行政の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、令和 2 年 4 月 8 日付け契約管理部長「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事、修繕、物品納入等及び業務委託の対応について（通知）」により実施しているところですが、新たに令和 2 年 4 月 2 0 日付け事務連絡で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、標記について別添のとおり通知がありました。

このことを踏まえ、本市発注工事及び業務においても、下記記載の感染拡大防止対策の徹底について適切に対応するようお願い申し上げます。

記

1 感染拡大防止対策の徹底について

- (1) 工事現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスクの着用や手洗い・うがいの励行など、感染予防対策の徹底に努めるとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意いただきますようお願いいたします。
- (2) 建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいて「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底されるよう、適切な対応に努めるようお願いいたします。

なお、対応に当たっては「3つの密を避けるための手引き」や「建設現場の「三つの密」の回避等に向けた取組事例」を参考にしてください。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者がいることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報

告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置を講じられるようお願いいたします。

- (4) 測量・調査・設計等の業務においては、テレワーク等の実施を促すとともに、打ち合わせなどは、可能な限り電子メールや電話などを活用する工夫を講じるようお願いいたします。

**【問い合わせ先】**

建設局 技術管理課 技術管理係

TEL : 048-829-1515 (内 3594)

FAX : 048-829-1988

E-mail: [gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp](mailto:gijyutsu-kanrika@city.saitama.lg.jp)